

年金あれこれ

会社などを退職されるかたへ…国民年金の加入と保険料の納付はお忘れなく！

60歳未満で会社等を退職される（厚生年金等をやめられる）かたは、2週間以内に戸籍年金係で加入の手続きをして、保険料を納めていただくことになります。

厚生年金に加入している時

あなたは…厚生年金保険料等として給料から天引きされていまして、国民年金保険料は個別に納めていませんでした。
配偶者は…第3号被保険者の認定を受けている期間は、配偶者の加入する年金制度全体で負担していらしたので、国民年金保険料の納付は不要でした。



厚生年金等をやめた時

あなたは…国民年金の第1号被保険者となります。
配偶者は…国民年金の第1号被保険者となります。
◎保険料は日本年金機構から送付される納付書で納めます。
◎保険料の納付が困難な時は、免除申請ができます。

※反対に会社等にお勤めになった時は、同様な手続きが必要になります。

会社にお勤めされたかた

【手続きに必要な物】

- ・会社（事業所）で発行の資格取得証明書
- ・年金手帳
- ・印鑑

※国保に加入されていたかたは、保険証を返却していただきます。

会社を退職されたかた

【手続きに必要な物】

- ・会社（事業所）で発行の資格喪失証明書
- ・年金手帳
- ・印鑑

※健康保険任意継続者以外のかたは、国保加入の手続きも行います。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～ 「イクメン」になろう ～



「子育てする父親がかっこいい！」そんな時代になりました。「イクメン」とは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性や、将来そんな人生を送ろうと考えている「育児をするメンズ」のことであり、2010年12月1日に発表された、「ユークャン新語流行語大賞」のトップテンにも「イクメン」という言葉が選ばれました。仕事も子育ても、どちらも充実させたい、どちらも楽しみたい、そんな価値観を持ったパパ達が増えています。

イクメンが増えれば、妻である女性の生きかたや、子どもたちの可能性、そして、家族のありかたが大きく変わっていくことでしょう。「働き盛り」と「子育て盛り」は同時進行です。

今しかできないこと、今だからこそできること、がたくさんあります。みなさんも子育て期のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を見つめ直し、楽しく育児に参加しましょう。

厚生労働省では、男性の子育て参加や育児休業取得の促進等を目的とした「イクメンプロジェクト」を、2010年6月17日より始動し、働く男性が、育児をより積極的にすることや、育児休業を取得することができるよう、社会の気運を高めることを目的とし、推進しています。

『父親のワーク・ライフ・バランス～応援します！仕事と子育て両立パパ～』抜粋

—和寒町青少年育成町民会議—